

平成30年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な個別支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間

平成30年度間

III 調査項目（調査対象）

- | | |
|--------------------|--|
| 1 暴力行為 | (国公立小・中・高等学校) |
| 2 いじめ | (国公立小・中・高・特別支援学校, 都道府県教育委員会, 市町村教育委員会) |
| 3 出席停止 | (市町村教育委員会) |
| 4 小・中学校の長期欠席（不登校等） | (国公立小・中学校, 都道府県教育委員会, 市町村教育委員会) |
| 5 高等学校の長期欠席（不登校等） | (国公立高等学校) |
| 6 高等学校中途退学等 | (国公立高等学校) |
| 7 自殺 | (国公立小・中・高等学校) |
| 8 教育相談 | (都道府県・指定都市・市町村教育委員会) |

【調査結果のポイント】

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は543,933件（前年度414,378件）であり、前年度に比べ約31%増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は40.9件（前年度30.9件）。過去5年間の傾向として、小学校におけるいじめの認知が大幅に増加している。（H25：118,748件→H30：425,844件）。また、全ての学校のうち、いじめを認知した学校の割合が大幅に増加している。（H25：51.8%→H30：80.8%）。いじめの重大事態の発生件数は、602件（前年度474件）であり、前年度に比べ128件（約27%）増加し、いじめ防止対策推進法施行以降で最多となっている。
- いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。一方、重大事態の増加は、憂慮すべき状況。いじめ問題に適切に対応することで、限りなく発生件数を零に近づけるべきではあるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は72,940件（前年度63,325件）であり、前年度から9,615件（約15%）増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.5件（前年度4.8件）。過去5年間の傾向として、小学校における暴力行為が大幅に増加している（H25：10,896件→H30：36,536件）。内容別では、生徒間暴力が大幅に増加している（H25：34,557件→H30：51,128件）。
- 暴力行為の増加が続いており憂慮すべき状況。児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、毅然とした対応をとることが必要。

3 小中学校における不登校

- 小・中学校における不登校児童生徒数は164,528人（前年度144,031人）であり、前年度から20,497人（約14%）増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は1.7%（前年度1.5%）。過去5年間の傾向として、小・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している（H25：小学校276人に1人、中学校37人に1人→H30：小学校144人に1人、中学校27人に1人）。
- 不登校児童生徒数が6年連続で増加、約6割の不登校児童生徒が90日以上欠席しているなど、憂慮すべき状況。児童生徒の状態に応じて休養させる等の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面もある。

4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は48,594人（前年度46,802人）であり、中途退学者の割合は1.4%（前年度1.3%）。過去5年間の傾向として、4年連続で減少した後、増加に転じている（H25：59,923人→H30：48,594人）。
- 近年減少傾向にあった中途退学者数が増加したことについて、憂慮すべき状況。

5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は332人（前年度250人）。過去5年間の傾向として、児童生徒の自殺者数は、横ばいから上昇に転じている（H25：240人→H30：332人）。
- 成人を含めた全体の自殺者数が減少している中、児童生徒の自死事案が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。

【文部科学省の対策】

調査結果からは、子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況が見受けられ、周囲の大人が子供たちのSOSをどのように受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくかが重要である。

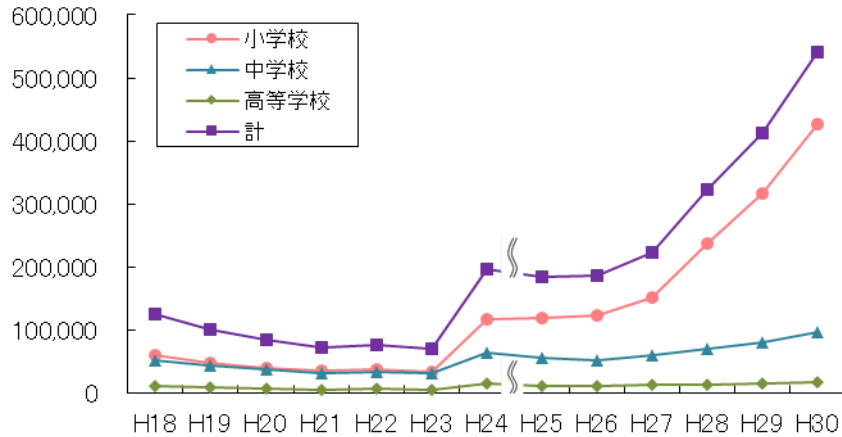
このため、共通する施策として、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実を推進する。また、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみで取組を推進する。

上記に加え、いじめについては、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知と組織的対応を徹底することを管理職等向けに周知を図る。また、自殺については、児童生徒の自殺予防の取組を充実させるため、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育や教職員に対する普及啓発等の実施を推進する。

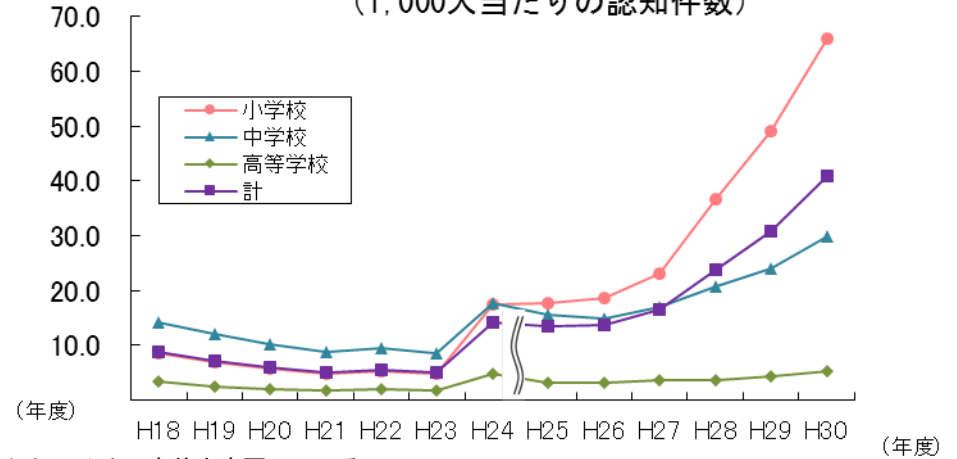
いじめの状況について

小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は543,933件（前年度414,378件）と前年度より、129,555件増加しており、児童生徒1,000人当たりの認知件数は40.9件（前年度30.9件）である。
 認知件数について、全校種（小学校は425,844件、中学校は97,704件、高等学校は17,709件、特別支援学校は2,676件）で増加している。

(件) いじめの認知件数の推移



(件) いじめの認知率の推移
(1,000人当たりの認知件数)



※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また、同年度からいじめの定義を変更している。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	60,897 8.5	48,896 6.9	40,807 5.7	34,766 4.9	36,909 5.3	33,124 4.8	117,384 17.4	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0
中学校	51,310 14.2	43,505 12.0	36,795 10.2	32,111 8.9	33,323 9.4	30,749 8.6	63,634 17.8	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8
高等学校	12,307 3.5	8,355 2.5	6,737 2.0	5,642 1.7	7,018 2.1	6,020 1.8	16,274 4.8	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2
特別支援学校	384 3.7	341 3.2	309 2.8	259 2.2	380 3.1	338 2.7	817 6.4	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0
合計	124,898 8.7	101,097 7.1	84,648 6.0	72,778 5.1	77,630 5.5	70,231 5.0	198,109 14.3	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9

《小学校認知件数》
前年度より
108,723件(34.3%)の増加

《中学校認知件数》
前年度より
17,280件(21.5%)の増加

《高等学校認知件数》
前年度より
2,920件(19.7%)の増加

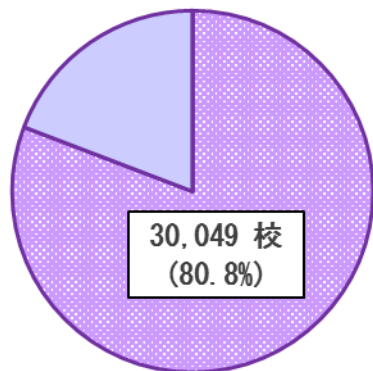
《特別支援学校認知件数》
前年度より
632件(30.9%)の増加

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

いじめの状況について

いじめを認知した学校数の割合

全学校



- いじめを認知した学校数
30,049校（総数の80.8%）
（前年度より6.4ポイント向上）
- 1校当たりの認知件数
14.6件（前年度11.1件）

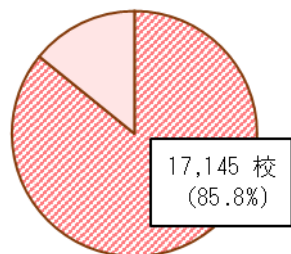
「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」（平成27年12月22日付け児童生徒課長通知）にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況

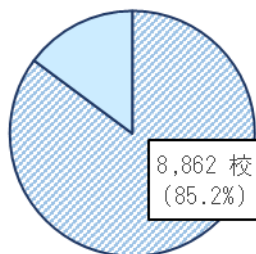
小学校



いじめを認知した学校数
17,145校（総数の85.8%）
（前年度から7.4ポイント向上）

1校当たりの認知件数
21.3件（前年度15.7件）

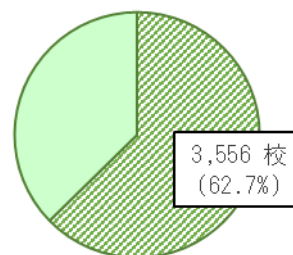
中学校



いじめを認知した学校数
8,862校（総数の85.2%）
（前年度から4.6ポイント向上）

1校当たりの認知件数
9.4件（前年度7.7件）

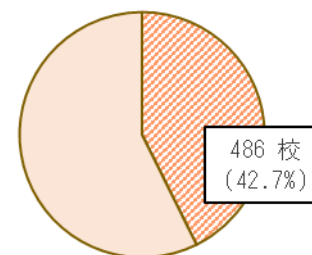
高等学校



いじめを認知した学校数
3,556校（総数の62.7%）
（前年度から6.1ポイント向上）

1校当たりの認知件数
3.1件（前年度2.6件）

特別支援学校

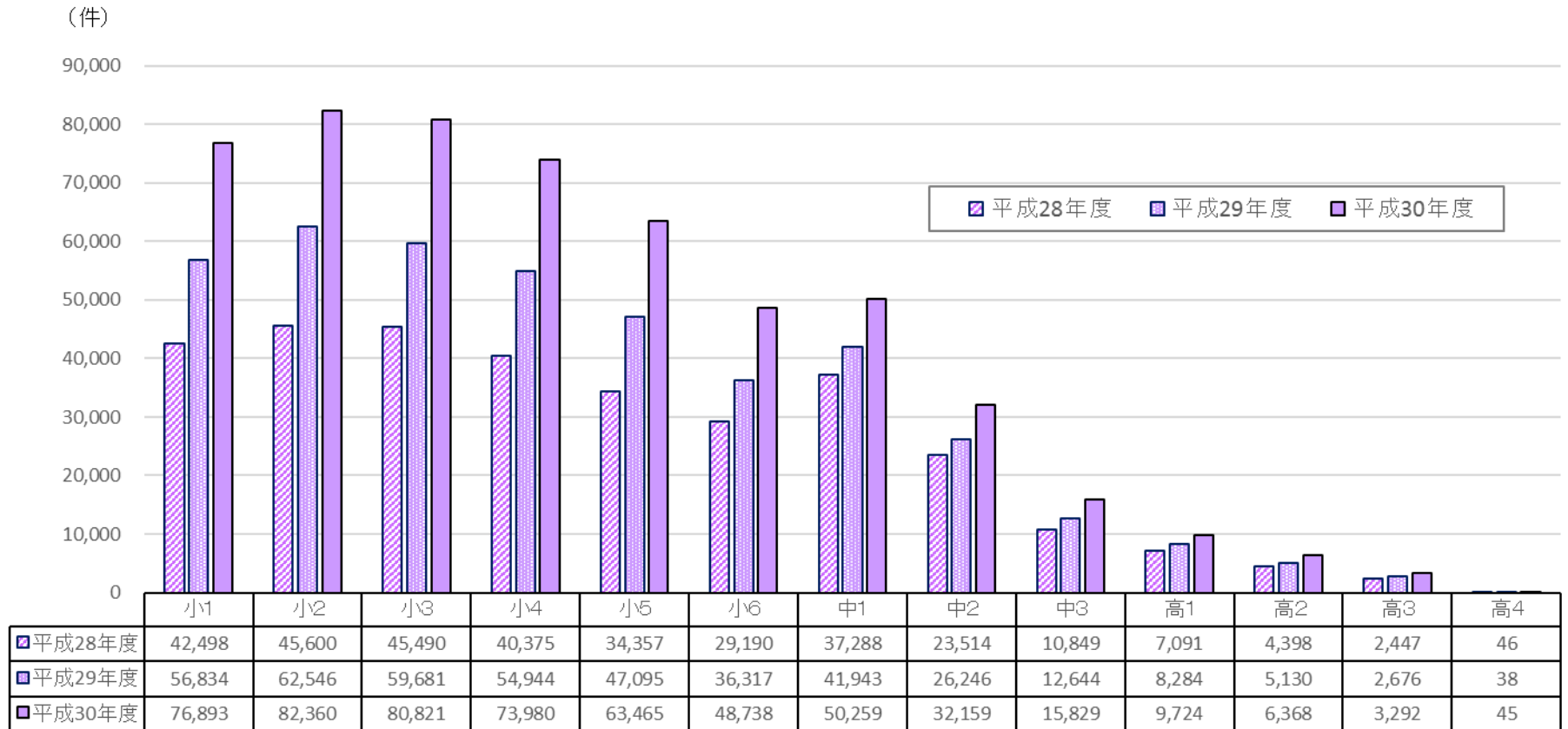


いじめを認知した学校数
486校（総数の42.7%）
（前年度から6.6ポイント向上）

1校当たりの認知件数
2.3件（前年度1.8件）

いじめの状況について

学年別 いじめの認知件数



※各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

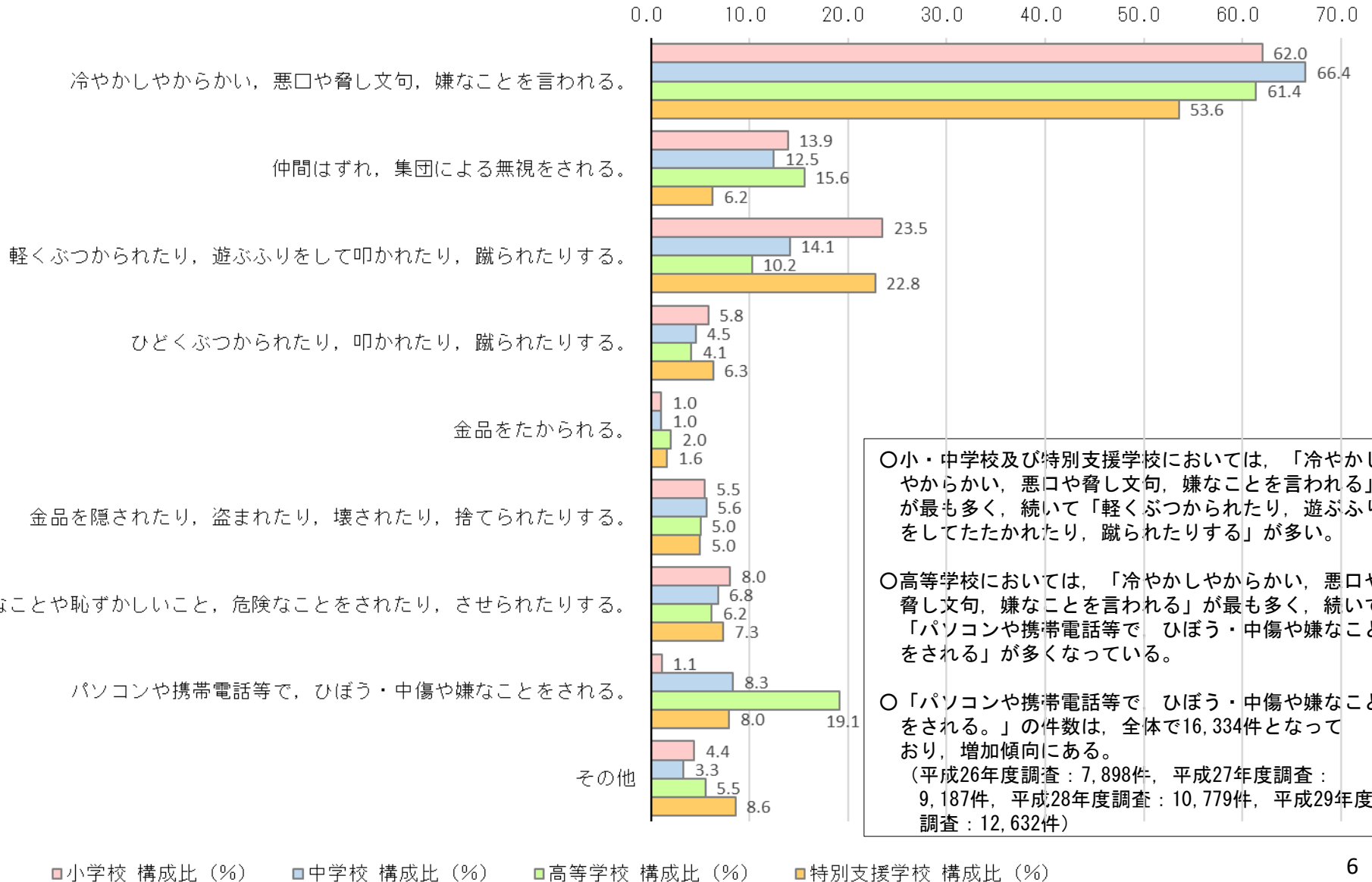
- 学年別いじめの認知件数では、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加。
- 小学校のいじめの認知件数については、全体で34.3%（H29：317,121件→H30：425,844件）増加しており、特に低学年、中学年において増加が著しい。

いじめの状況について

いじめの態様別状況

※複数回答有

(%)



○小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる」が最も多く, 続いて「軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする」が多い。

○高等学校においては、「冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる」が最も多く, 続いて「パソコンや携帯電話等で ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。

○「パソコンや携帯電話等で ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は, 全体で16,334件となっており, 増加傾向にある。
 (平成26年度調査: 7,898件, 平成27年度調査: 9,187件, 平成28年度調査: 10,779件, 平成29年度調査: 12,632件)

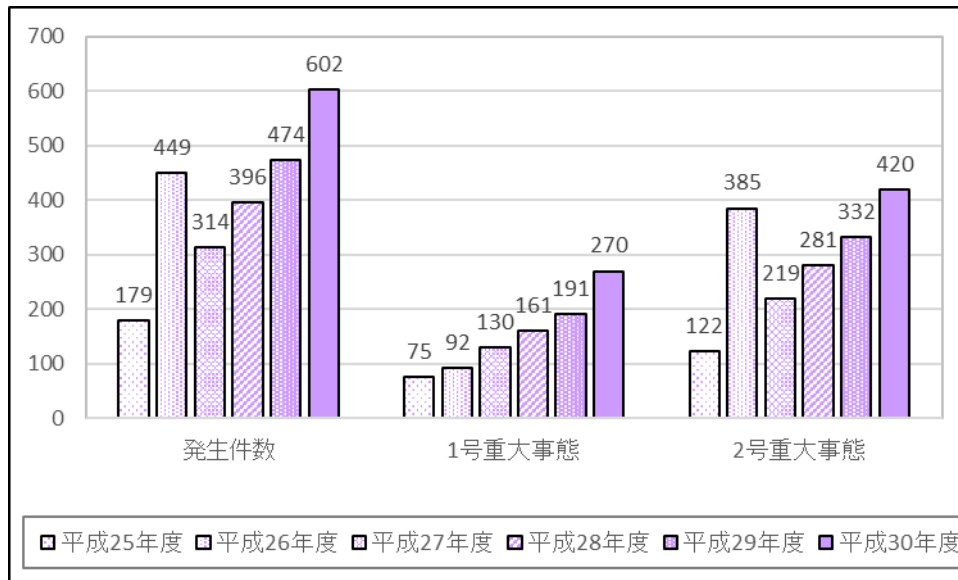
いじめの重大事態について

いじめの重大事態

重大事態の発生件数は、602件（前年度474件）。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは270件（前年度191件）、同項第2号に規定するものは420件（前年度332件）である。

文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）	188	280	113	4	585
重大事態発生件数（件）	188	288	122	4	602
うち、第1号	83	124	62	1	270
うち、第2号	134	205	78	3	420

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、同項第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

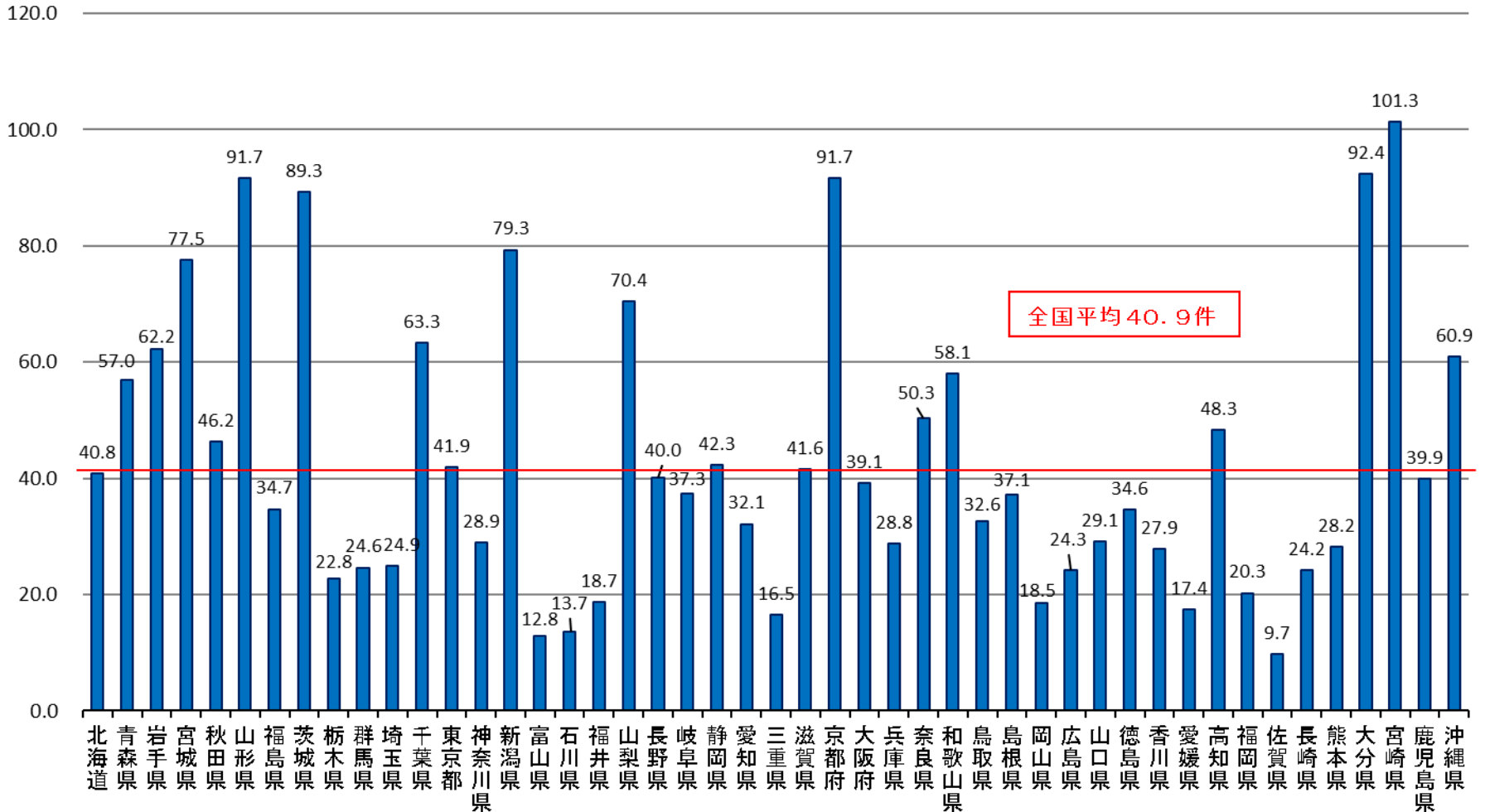
学校において認知したいじめの件数

いじめの1,000人当たり認知件数(平成30年度)

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
 (児童生徒課長通知)

いじめを認知していない学校にあっては、・・・解消に向けた対策が何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合があると懸念している。
 (児童生徒課長通知)

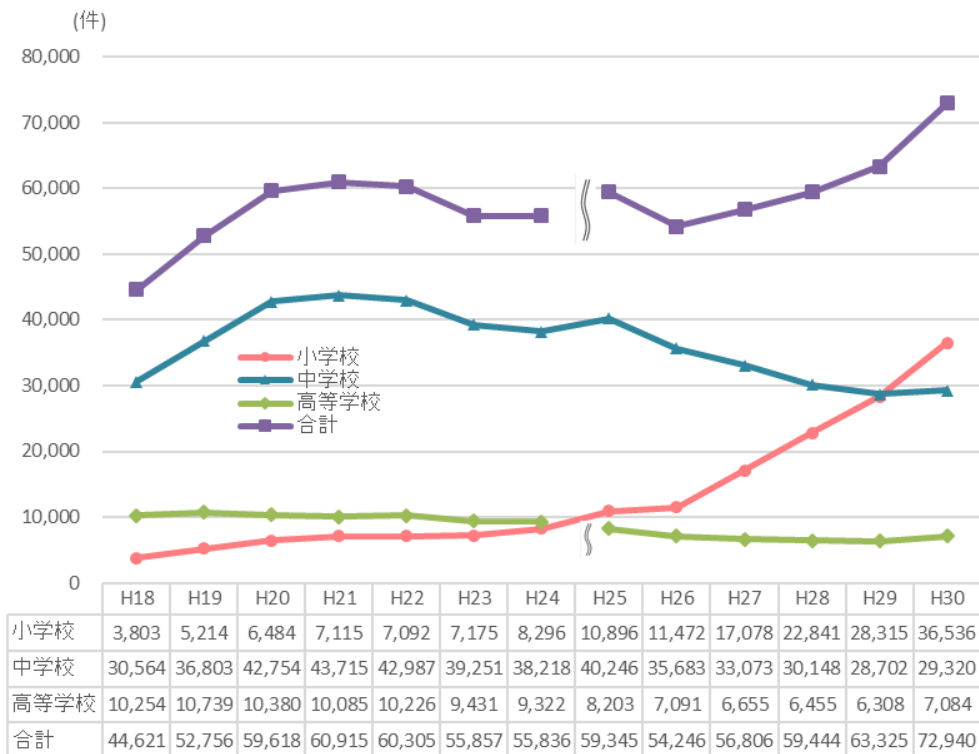
(件)



暴力行為の状況について

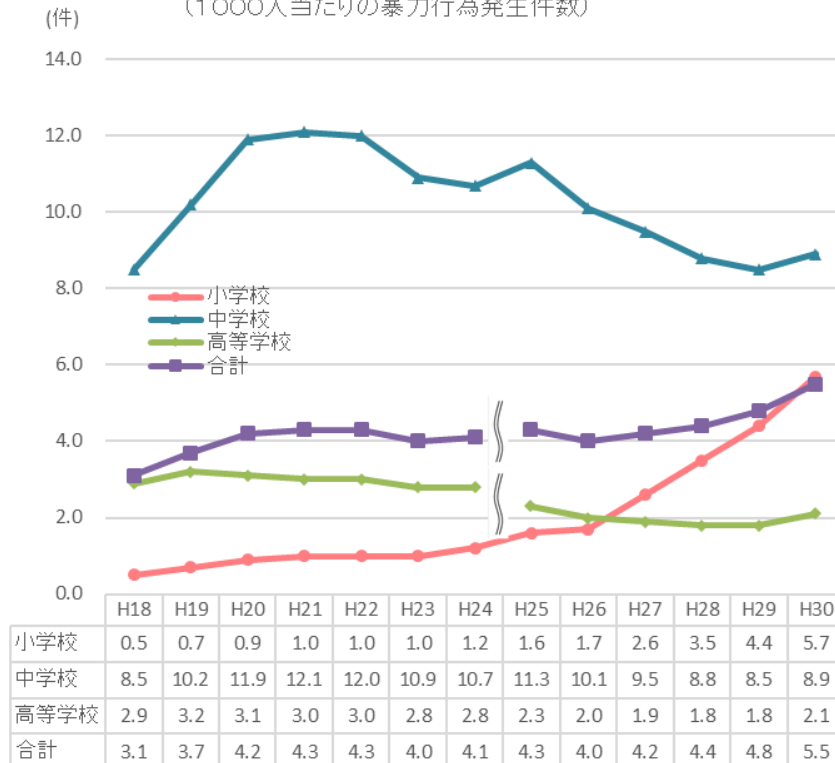
小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は72,940件（前年度63,325件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.5件（前年度4.8件）である。

学校の管理下・管理下以外における暴力行為発生件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

学校の管理下・管理下以外における暴力行為発生率の推移
(1000人当たりの暴力行為発生件数)



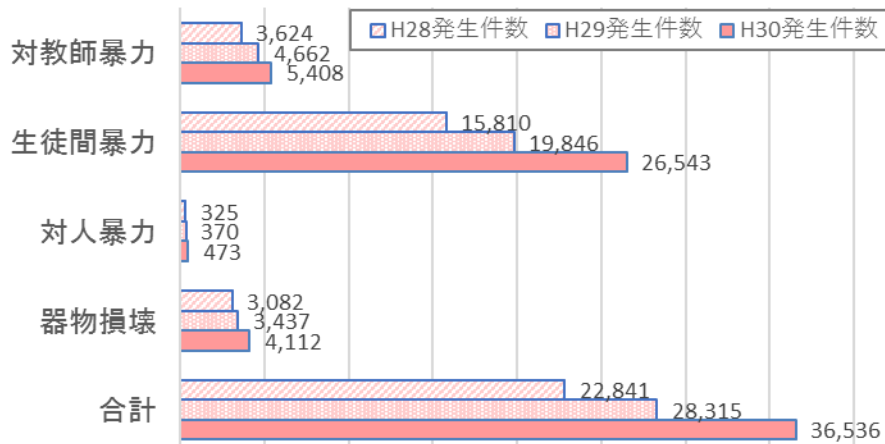
本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

暴力行為の状況について

【小学校】

(件)

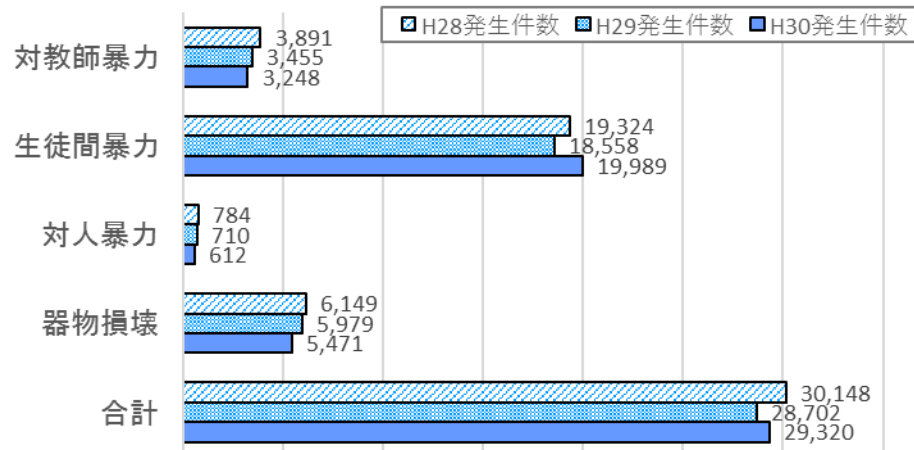
0 5,000 10,000 15,000 20,000 25,000 30,000 35,000 40,000



【中学校】

(件)

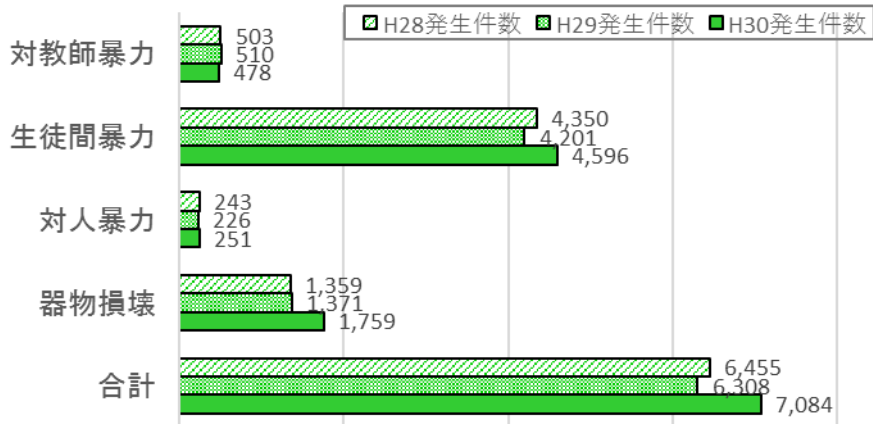
0 5,000 10,000 15,000 20,000 25,000 30,000 35,000



【高等学校】

(件)

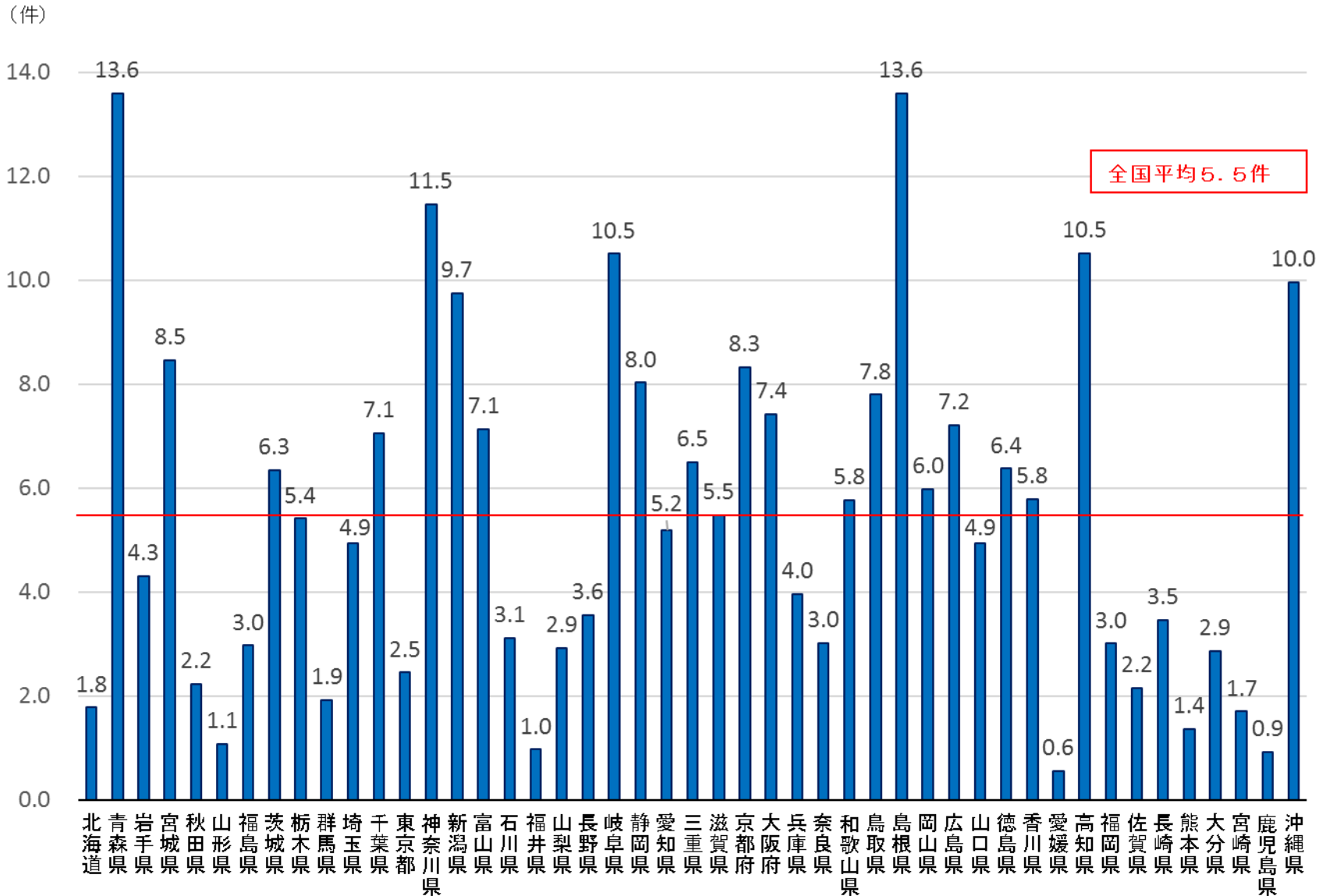
0 2,000 4,000 6,000 8,000



- 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ8,221件増加している。
- 小学校における暴力行為では、生徒間暴力が72.6%を占め、発生件数も前年度から大幅な増加となっている。
- 中学校及び高等学校では、依然として生徒間暴力が約6割を占めている。

暴力行為の発生件数

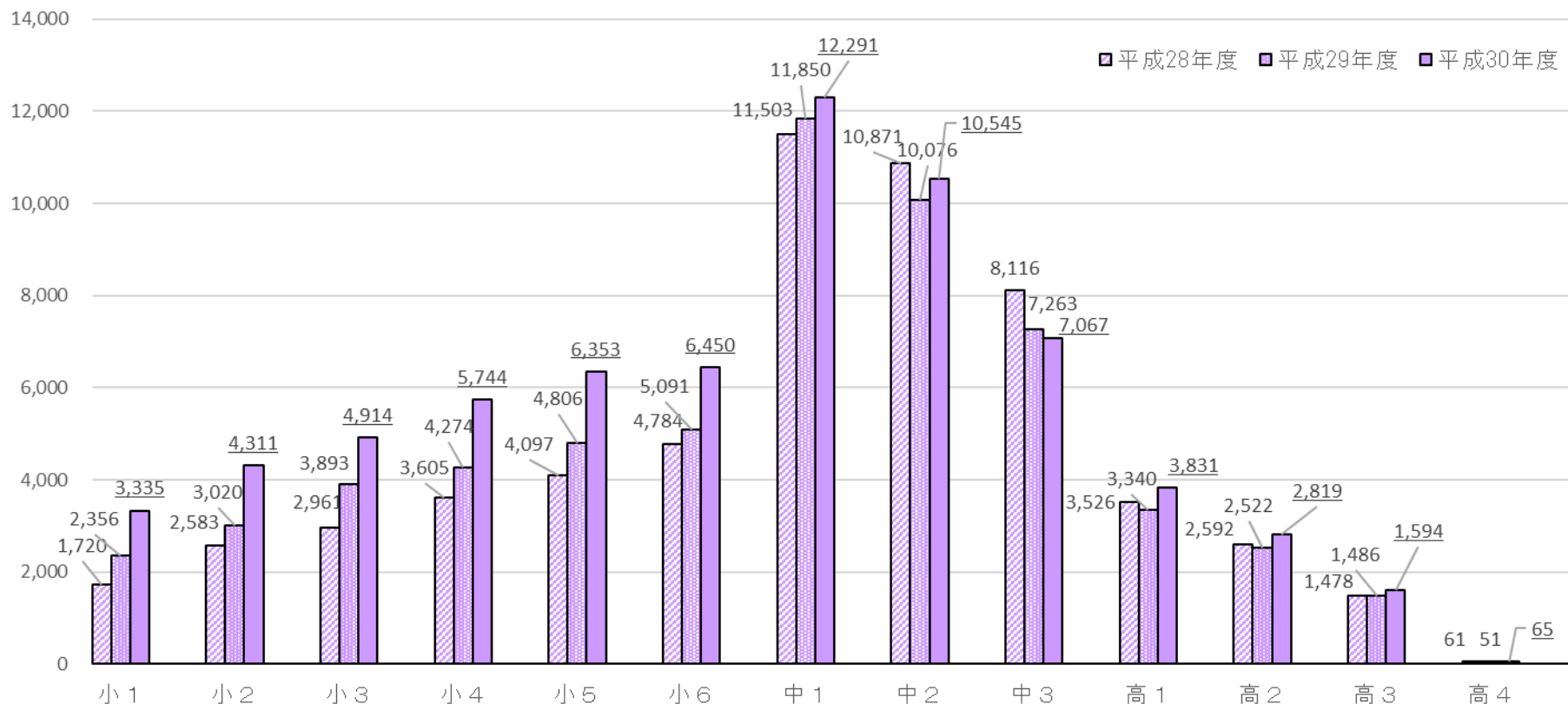
暴力行為の1,000人当たり発生件数(平成30年度)



暴力行為の状況について

学年別 加害児童生徒数

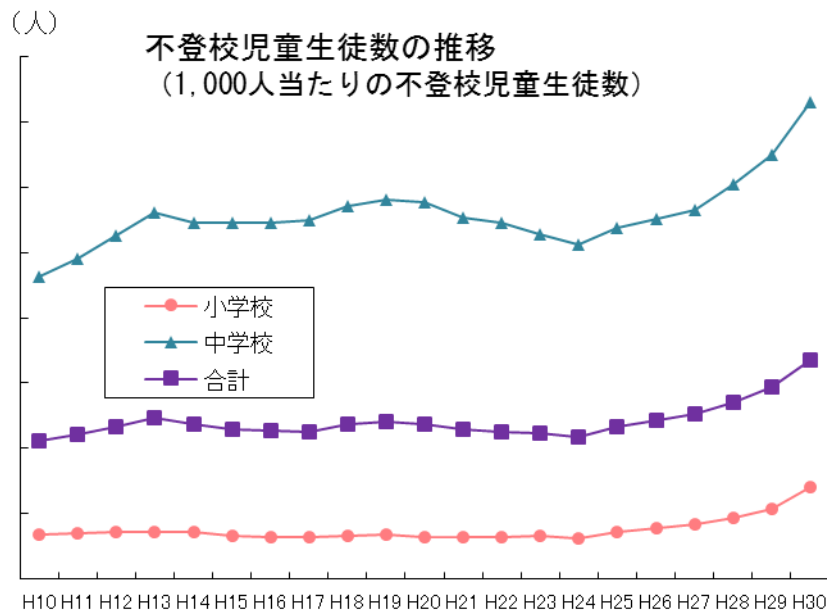
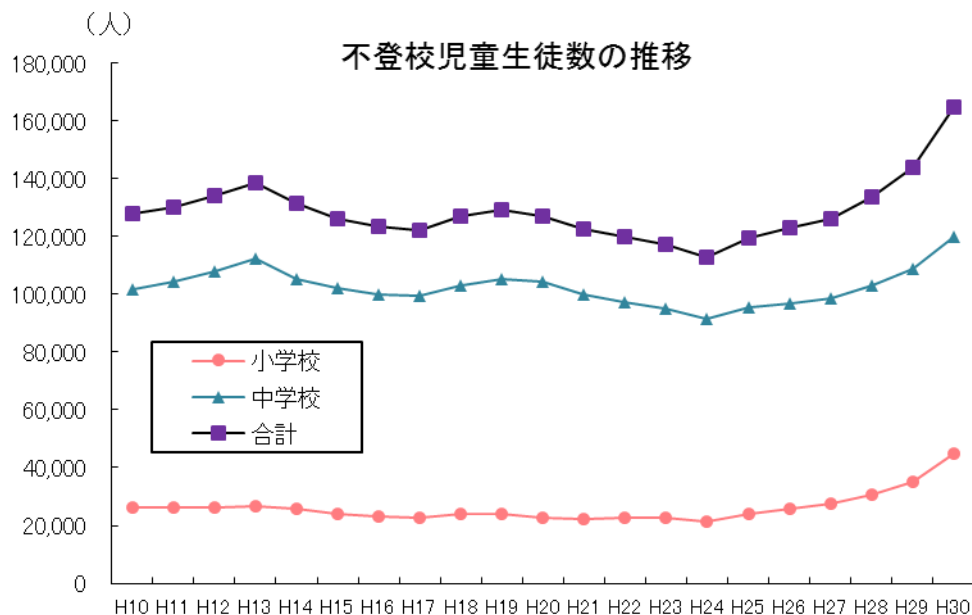
(件)



○ 小学校の暴力行為の加害児童数は、全体で32.7%増加（H29；23,440人→H30；31,107人）しているが、特に1年生で41.6%（H29；2,356人→H30；3,335人）、2年生で42.7%（H29；3,020人→H30；4,311人）と低学年での増加が著しい。

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は164,528人（前年度144,031人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は16.9人（前年度14.7人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成10年度以降、最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5
合計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

小・中学校における不登校の状況について

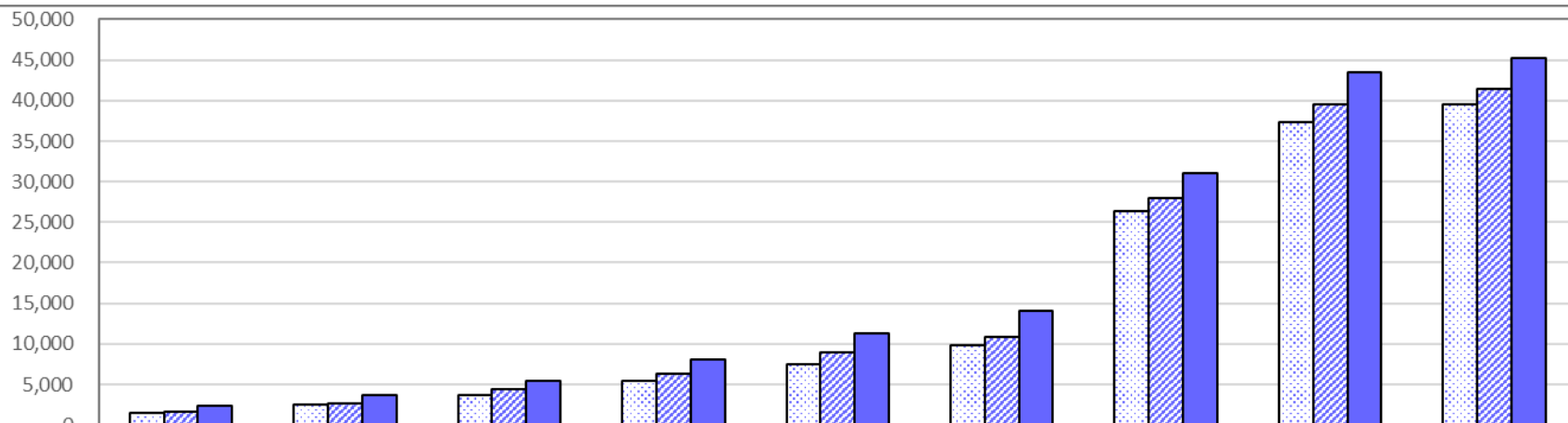
90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の58.1%を占め、依然として長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の子		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
小学校	24,794	55.3%	16,891	37.7%	1,997	4.5%	1,159	2.6%	44,841
中学校	44,099	36.8%	60,092	50.2%	10,629	8.9%	4,867	4.1%	119,687
合計	68,893	41.9%	76,983	46.8%	12,626	7.7%	6,026	3.7%	164,528

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

学年別不登校児童生徒数

(人)



学年	H28	H29	H30
小1	1,458	1,692	2,296
小2	2,441	2,714	3,625
小3	3,716	4,437	5,496
小4	5,480	6,272	8,089
小5	7,559	9,023	11,274
小6	9,794	10,894	14,061
中1	26,358	27,992	31,046
中2	37,297	39,507	43,428
中3	39,580	41,500	45,213

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

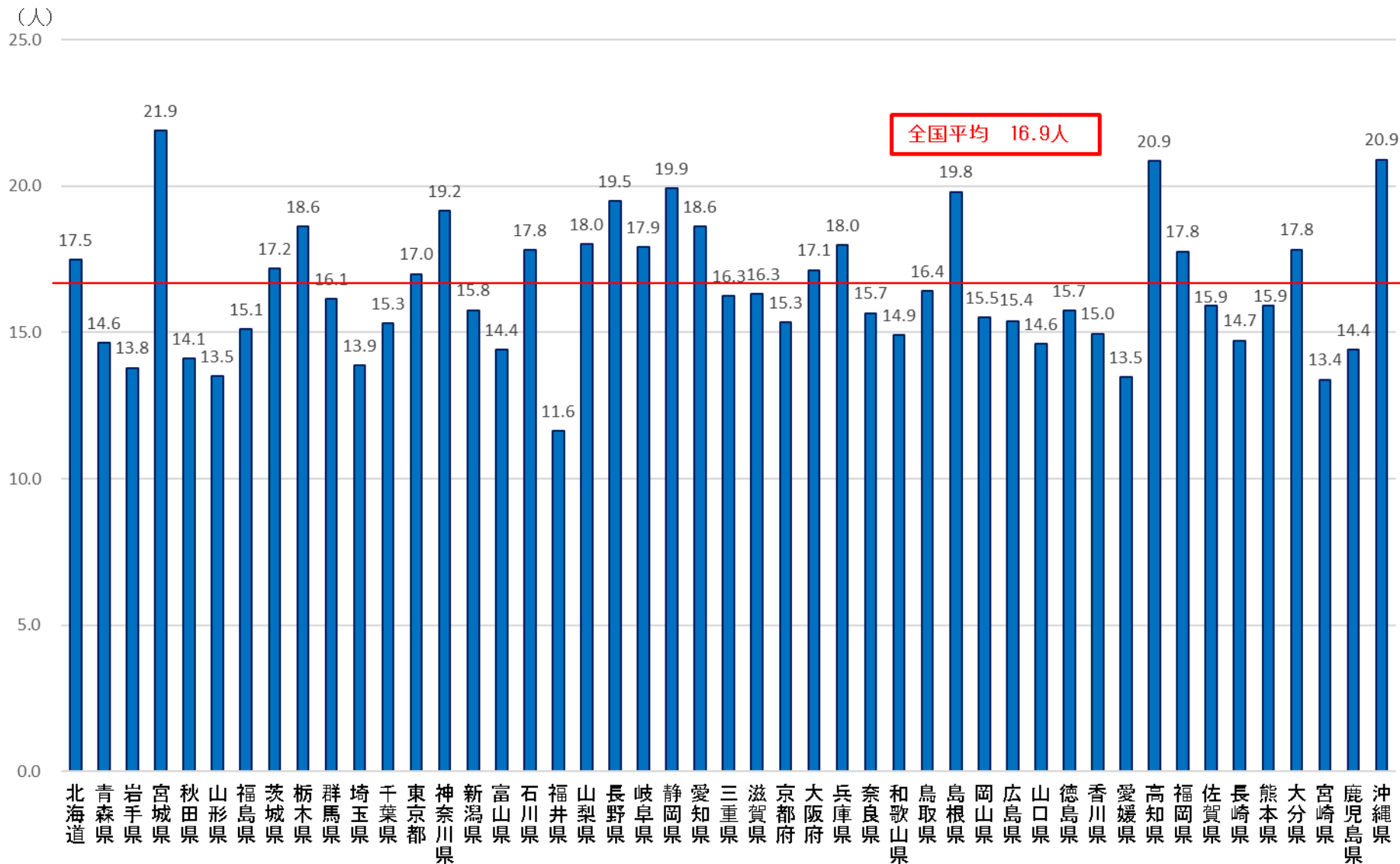
学校、家庭に係る要因 (区分)	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応		
小学校	44,841	359	9,740	2,009	6,795	495	102	1,145	2,026	24,901	6,165
	-	0.8%	21.7%	4.5%	15.2%	1.1%	0.2%	2.6%	4.5%	55.5%	13.7%
中学校	119,687	678	35,995	3,028	28,687	6,395	3,173	4,043	9,207	37,040	16,041
	-	0.6%	30.1%	2.5%	24.0%	5.3%	2.7%	3.4%	7.7%	30.9%	13.4%
合計	164,528	1,037	45,735	5,037	35,482	6,890	3,275	5,188	11,233	61,941	22,206
	-	0.6%	27.8%	3.1%	21.6%	4.2%	2.0%	3.2%	6.8%	37.6%	13.5%

複数回答可

- ※ 「学校、家庭に係る要因（区分）」については、複数回答可。
- ※ 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等が該当する。
- ※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

小・中学校における不登校の状況について

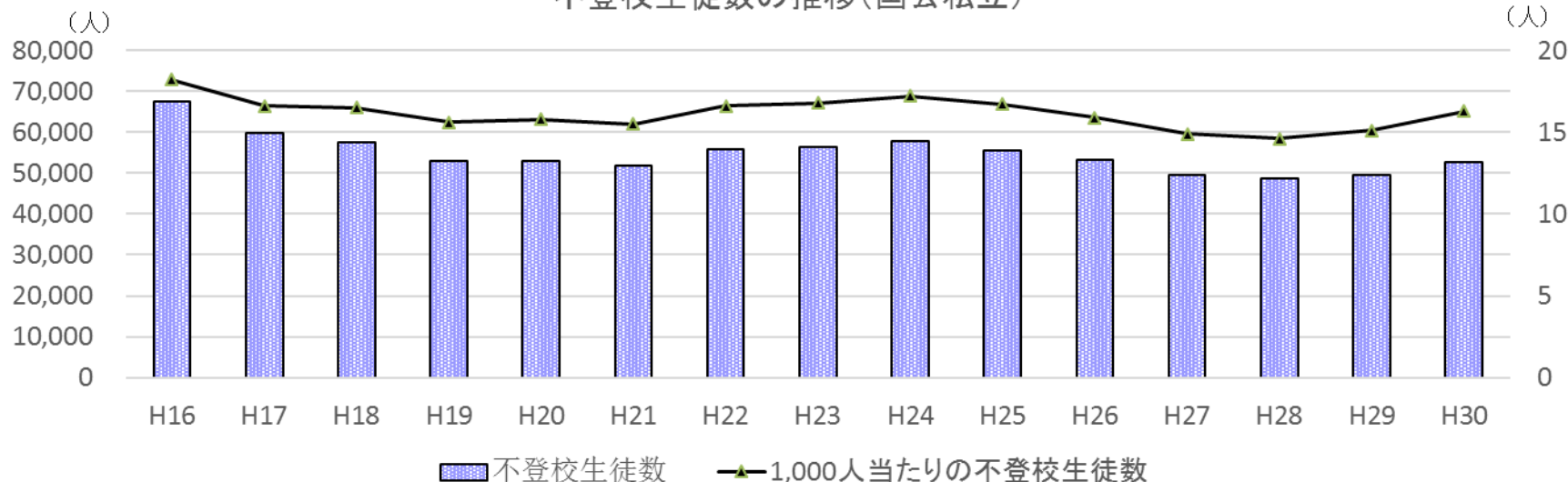
都道府県別の1,000人当たりの不登校児童生徒数



高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は、52,723人（前年度49,643人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.3人（前年度15.1人）である。

不登校生徒数の推移(国公立)



不登校生徒数の人数と1,000人当たりの不登校生徒数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
不登校生徒数	67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723
1,000人当たりの不登校生徒数	18.2	16.6	16.5	15.6	15.8	15.5	16.6	16.8	17.2	16.7	15.9	14.9	14.6	15.1	16.3

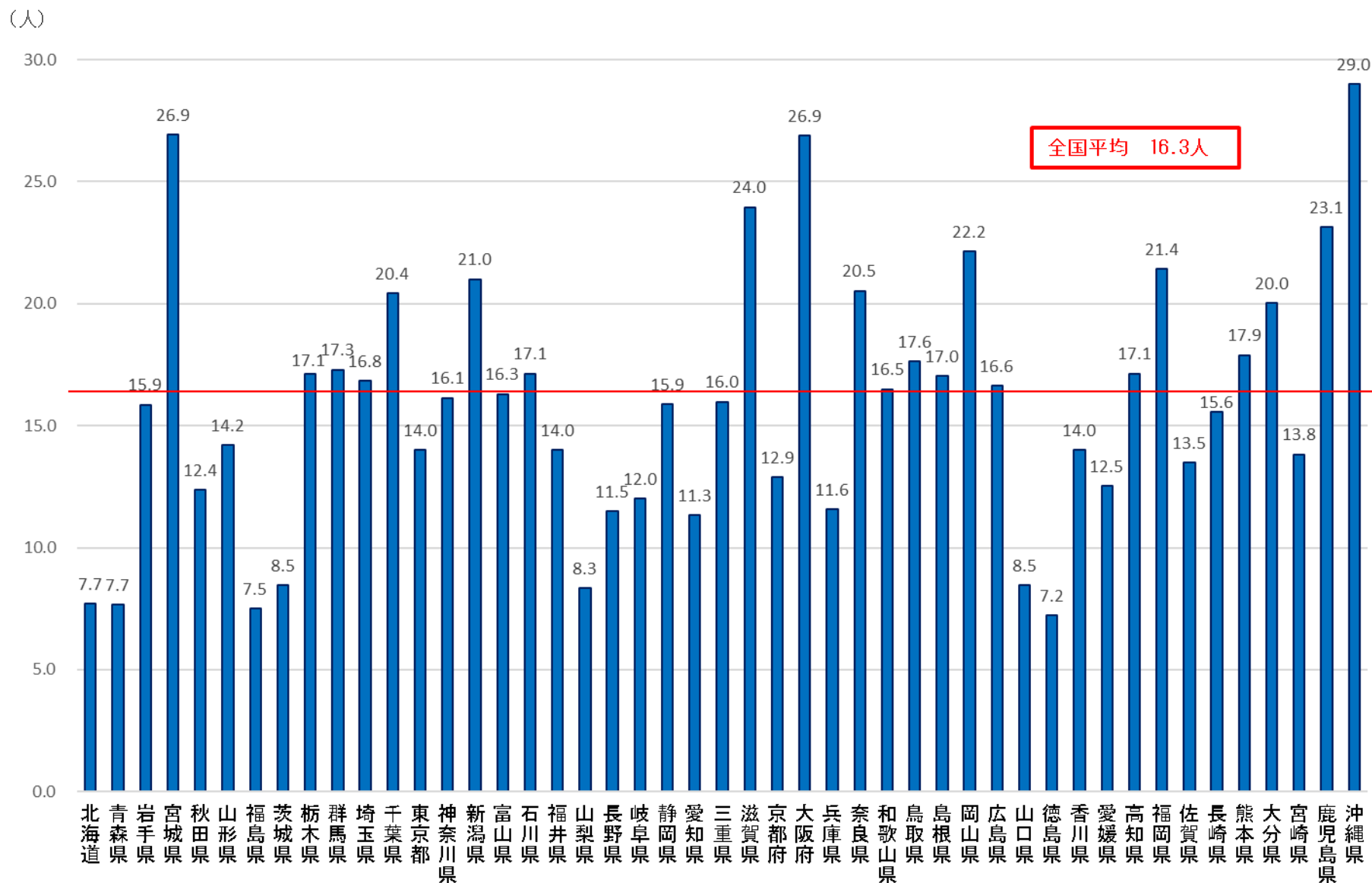
90日以上欠席した者は、不登校生徒数の21.1%である。

区分	欠席日数30~89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1~10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公立計	41,573人	78.9%	9,005人	17.1%	1,472人	2.8%	673人	1.3%	52,723人

	国公立合計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	13,387人	25.4%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,651人	6.9%

高等学校における不登校の状況について

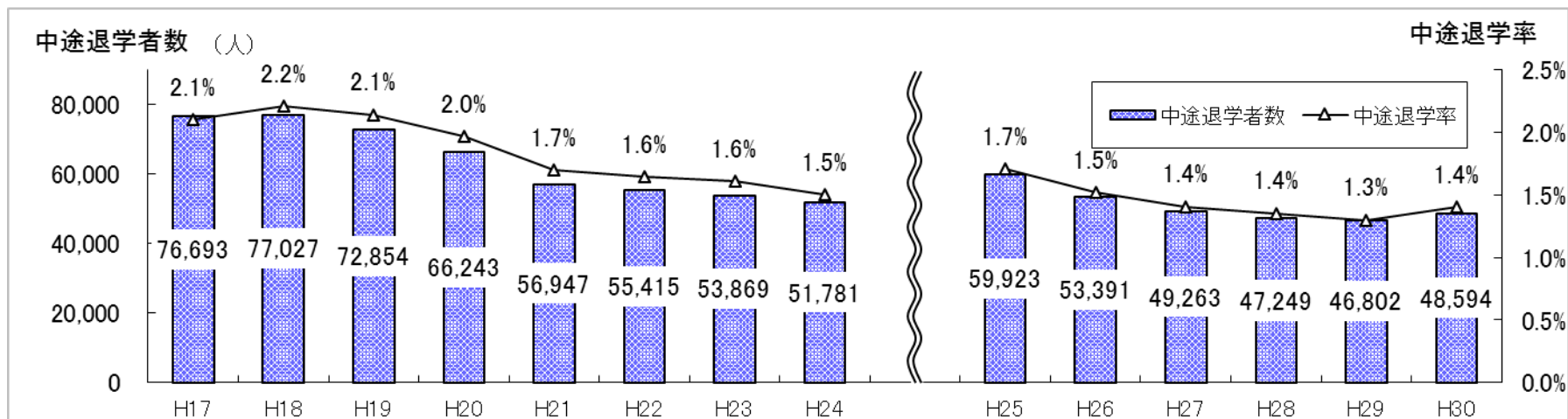
都道府県別の1,000人当たりの不登校生徒数



高等学校における中途退学状況について

高等学校における、中途退学者数は48,594人（前年度46,802人）であり、中途退学者の割合は、1.4%（前年1.3%）である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 ※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

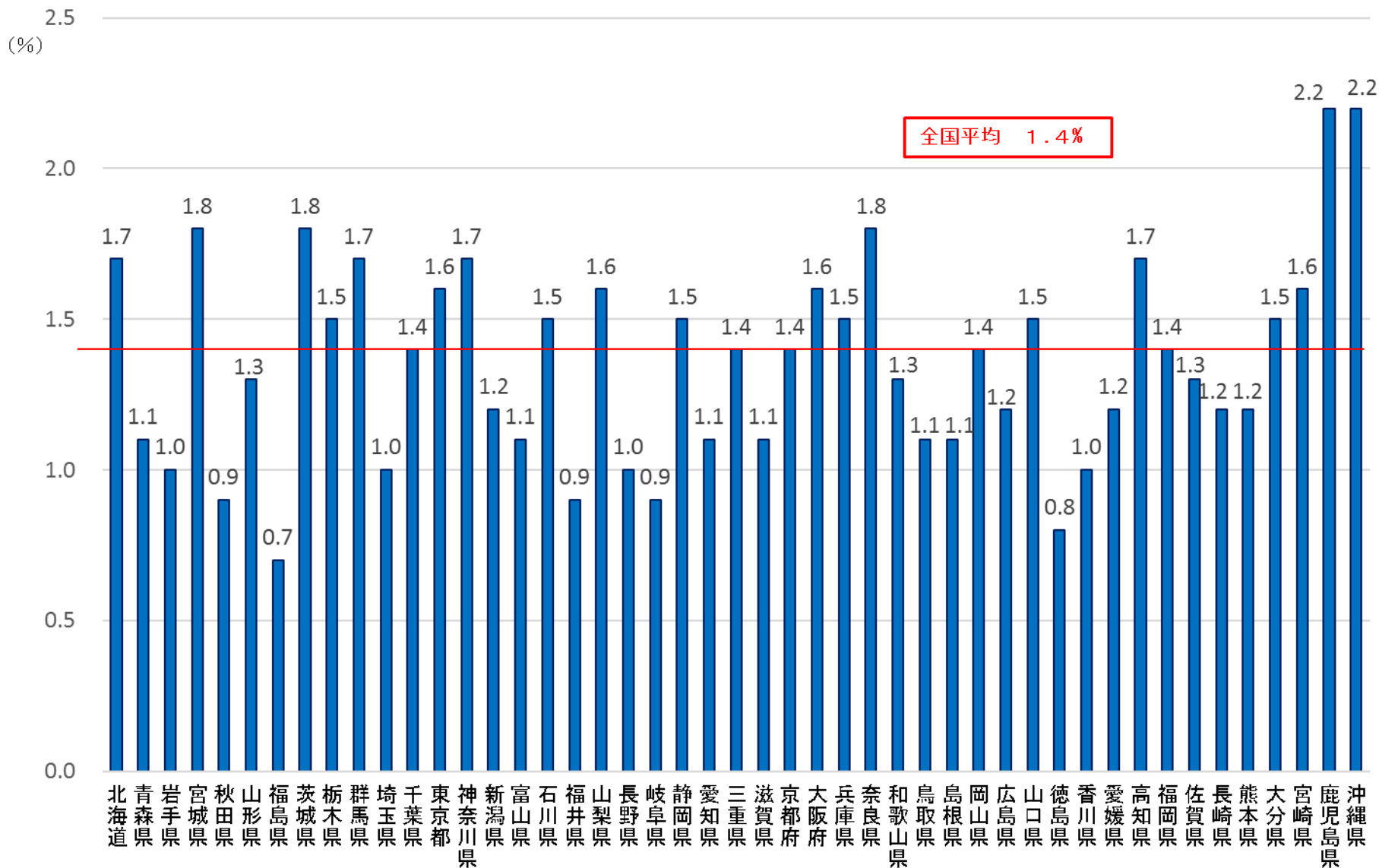
事由別中途退学者数

	学業不振	学校生活 学業不適応	病気・けが・ 死亡	経済的 理由	家庭の事情	問題行動等	進路変更	その他
H28	3,735人 7.9%	15,870人 33.6%	2,109人 4.5%	1,222人 2.6%	2,070人 4.4%	1,848人 3.9%	15,968人 33.8%	4,427人 9.4%
H29	3,576人 7.6%	16,326人 34.9%	2,008人 4.3%	832人 1.8%	1,987人 4.2%	1,835人 3.9%	16,234人 34.7%	4,004人 8.6%
H30	3,771人 7.8%	16,622人 34.2%	2,107人 4.3%	988人 2.0%	2,054人 4.2%	1,826人 3.8%	17,155人 35.3%	4,071人 8.4%

※上段:人数, 下段:中途退学者に対する割合

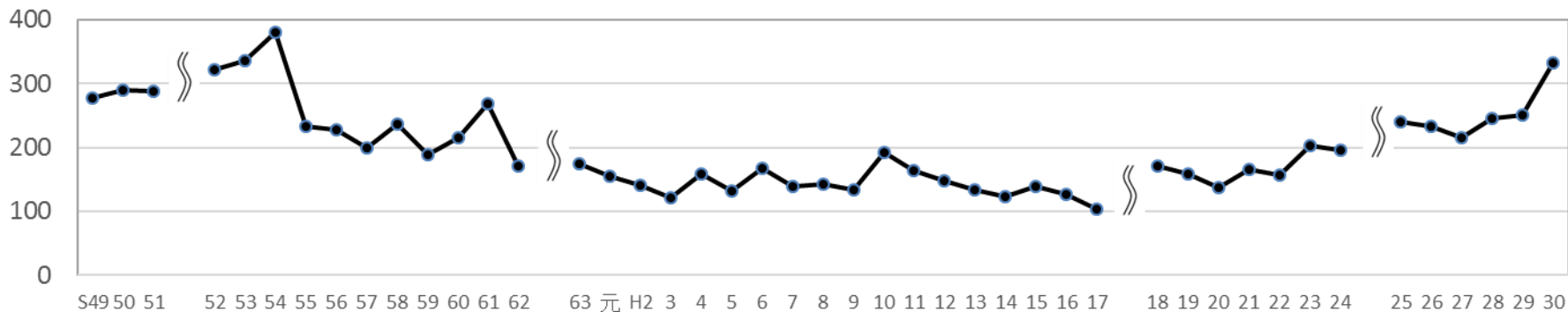
高等学校における中途退学状況について

都道府県別の中途退学率



自殺の状況について

小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は332人（前年度250人）である。



(人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
H29年度	6	84	160	250
H30年度	5	100	227	332

- (注1) 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 (注2) 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 (注3) 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況

(人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	0	8	33	41
父母等の叱責	0	13	17	30
学業等不振	0	8	9	17
進路問題	0	10	18	28
教職員との関係での悩み	0	3	2	5
友人関係(いじめを除く)	2	6	8	16
いじめの問題	0	3	6	9
病弱等による悲観	0	4	5	9
えん世	0	3	18	21
異性問題	0	8	14	22
精神障害	0	4	20	24
不明	3	60	131	194
その他	0	9	9	18

平成30年度の警察庁の統計数値との比較

(人)

	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	9	5	4
中学校	122	100	22
高等学校	259	227	32
合計	390	332	58

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における、平成31年1月～3月までの数値は暫定値である。

調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組

○スクールカウンセラーの配置充実

＜令和元年度予算配置校数＞

全公立小中学校27,500校，貧困・虐待対策のための重点加配1,400校，教育支援センター（適応指導教室）250箇所

⇒＜令和2年度概算要求＞

全公立小中学校27,500校，いじめ・不登校対策のための重点配置500校，貧困対策のための重点配置1,400校，虐待対策のための重点配置1,000校，教育支援センター（適応指導教室）250箇所，スーパーバイザーの配置67人

○スクールソーシャルワーカーの配置充実

＜令和元年度予算配置人数＞

全中学校区への配置10,000中学校区，スーパーバイザーの配置47人，貧困・虐待対策のための重点配置1,400校

⇒＜令和2年度概算要求＞

全中学校区への配置10,000中学校区，スーパーバイザーの配置67人，貧困対策のための重点配置1,400校，虐待対策のための重点配置1,000校，いじめ・不登校対策のための重点配置500校，教育支援センターの機能強化250箇所

○24時間子供SOSダイヤル：子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

○SNS等を活用した相談事業：SNS等を活用した相談体制構築のための支援

○不登校児童生徒に対する支援推進事業：自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進

○いじめの認知や組織的対応を促すため、いじめへの対応に関する教育委員会や管理職等向けの行政説明を実施。
（令和元年度35回予定）

○児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会において、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の実施を促進するための行政説明等を実施。（令和元年度10回予定）